

「島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」の修正要旨

1. 修正内容

(1) 緊急時活動レベル※の見直しに伴う修正

2020年2月5日の第61回原子力規制委員会において、緊急時活動レベルの見直しが了承されたこと、および2020年2月21日に「原子力規制委員会規則」等が公布されたことから、原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、国や関係する地方公共団体へ通報・連絡する基準等の修正を実施した。

※ 「緊急時活動レベル（EAL：Emergency Action Level）とは、避難や屋内退避等の防護措置の準備および実施をするべく、原子力施設等の状況に応じて、緊急事態の区分を決定するための判断基準をいう。

(2) その他

記載の適正化 等

2. 修正年月日

2020年8月21日

以上